## 自転車を使った飲食物等の

# デリバリーサービス業務で働く配達員の皆様へ



近年、食事を届けるデリバリーサービスの需要が高まっています。その一方で、一部の配達員による交通ルールを無視した危険な走行が問題となっています。

奈良県では「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険への加入義務化をは じめとした自転車の安全利用を推進しています。

デリバリーサービス業務で働く配達員の皆様は、交通ルールを守って安全に自転車を利用し、もしもの場合は適切な対処をしましょう。

### 事故を起こさないために

〇 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認



〇 スマホのながら運転は禁止!



#### 自転車の交通ルール

- 車道が原則、歩道は例外
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 車道は左側を通行
- ・夜間はライトを点灯
- ・運行前と定期的な点検・整備
- ヘルメットを正しく着用

### 自転車保険に入りましょう!

〇奈良県では、自転車の所有者等は**自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)の加入が義務**となっています。

○業務中の事故や個人の事故に対応した保険に加入できているか、<br/>契約中の保険の内容を確認しましょう。

万が一の事故に備え、自転車保険に加入するようにしましょう!

料理をピックアップに行く前や配達が 完了した後に起きた事故等は保険の適 用が認められない場合があるので注意 しましょう。

(自転車条例・自転車保険についての問い合わせ先)

奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 TEL 0742-27-7013 (平日 9 時~17 時) http://www.pref.nara.jp/53824.htm

